

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社東京衛機			コード	7719
提出日	2026年5月27日	異動(予定)日	2026年5月28日		
定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため					
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)					

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	粕谷 寿久	社外取締役	○															○	新任	有
2	大喜多 治年	社外取締役	○															○	新任	有
3	鶴 由貴	社外取締役	○															○	新任	有
4	出村 真樹子	社外取締役	○															○	新任	有
5	清水 美紀音	社外取締役	○															○	新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1		粕谷寿久氏は、上場企業での航空機関連メーカーにおいて航空機内装事業の技術統括等を歴任し、B787等の航空機プロジェクトに関与するなど航空宇宙産業における豊富な実務経験を有しております。同社では航空機内装品の設計・品質管理・生産管理等の分野において責任ある立場を担い、航空機産業特有の厳格な品質管理体制、国際取引・リスク管理等に際する高度な知見を有しております。航空宇宙産業は当社が今後強化していく重点分野の一つであり、同氏の業界知見および技術・経営の双方に関する経験から同氏は当社をめぐる業界に関しても十分な専門性を有する社外取締役として適任であると判断し、独立役員として指定しております。
2		大喜多治年氏は、大手総合商社では常勤監査役としてグループ会社の監査、取締役の業務執行監査、内部統制およびガバナンス体制の監督等に従事しており、上場企業の監査実務について経験を有しております。また、航空機関連メーカーにおいては航空機内装品事業のグローバル展開を牽引するなど、航空宇宙産業における豊富な国際ビジネスの経験を有しており、当社が今後進める航空宇宙分野への事業展開および海外展開戦略とも高い整合性を有しております。これらの経験を踏まえ、同氏は監査等委員である取締役として、取締役の業務執行を監査・監督するに十分な経験と見識を有していると判断し、独立役員として指定しております。
3		鶴由貴氏は、弁護士として企業法務、知的財産、IT法務、コンプライアンス分野において長年にわたり実務経験を有しております。また、複数の上場企業において社外取締役等を務めるなど社外役員としての経験も豊富であり、企業ガバナンスおよび取締役会の監督機能に関する豊富な知見を有しております。さらに、弁護士会における各種委員会活動や政府関係機関の知財関連委員等も歴任しており、コーポレートガバナンス、グループガバナンス、コンプライアンス、内部統制という広範囲にわたる専門的知見を有しております。これらの経験から、同氏は当社取締役会において監督の立場およびビジネス発展の観点の立場から重要な役割を果たすことが期待されると判断し、独立役員として指定しております。
4		出村真樹子氏は、公認会計士として監査法人およびコンサルティング分野において豊富な実務経験を有し、企業再生、M&A、財務戦略、内部統制構築等の分野において多数の企業支援に携わっております。特に企業の財務分析、金商法、内部統制評価、ガバナンス体制の整備等に関する専門性を有しており、会計および内部統制の観点から取締役会の監督機能を補完する役割が期待されます。当社が今後進めるM&A戦略およびグループ経営強化の観点からも、財務・会計の専門家としての知見は当社の監査体制の高度に資するものと考えられます。大手監査法人における上場企業の監査の経験を有し、会計・税務の専門家として、豊富な知識と経験を有していることから、その幅広い見識を活かして、当社グループにおいて独立した立場から合理的かつ適切に職務を遂行していただけるものと判断し、独立役員として指定しております。
5		清水美紀音氏は、検事として約28年にわたり、企業不祥事、経済犯罪、脱税、贈収賄事案等、企業活動に密接に関連する案件に多数関与し、さらに国税不服審判所審判官として税務分野の実務にも従事するなど、企業の法務・コンプライアンス・リスクマネジメントに関する高度かつ実践的な知見を有しております。また、検察組織における不祥事対応や組織改革の経験を通して、内部統制の在り方や再発防止体制の構築に関する深い理解を有しており、現在は弁護士として企業法務・ガバナンス分野における知見の更なる深化に取り組んでおります。これらの経験・見識を踏まえ、当社グループにおいては、独立した立場から、取締役会における意思決定の適正性確保および監督機能の強化に加え、コンプライアンス体制およびリスク管理体制の高度化に資する有益な助言・提言をいただけるものと判断し、独立役員として指定しております。

## 4. 補足説明

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j. 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券市場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。